

(第130回定時株主総会招集通知添付書類)

## 第 130 期 報 告 書

平成28年4月1日から  
平成29年3月31日まで

事 業 報 告  
貸 借 対 照 表  
損 益 計 算 書  
株 主 資 本 等 変 動 計 算 書  
個 別 注 記 表  
計 算 書 類 に 係 る 会 計 監 査 報 告  
監 査 役 の 監 査 報 告



TDF株式会社

## 事業報告

平成28年4月1日から  
平成29年3月31日まで

### 1. 企業集団の現況

#### (1) 事業の状況

##### ① 事業の経過及び成果

平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当会計年度におけるわが国の経済は、政府の景気対策の効果や円安を背景に企業収益が改善するなど、緩やかな回復基調の中で推移しましたが、海外では中国経済の減速やアセアン新興国の成長鈍化が継続するなど、依然として不透明な状況が続きました。

トラック市場におきましては、国内は回復基調の景気に支えられ需要は堅調に推移しましたが、海外では資源国を中心に需要は低迷しました。また、建設機械市場におきましては、国内では排ガス規制にともなう駆け込み需要の反動により需要が減少したものの、海外では中国やアジア新興国等の需要が回復しました。

部 門	売 上 高		
	金 額	構 成 比 率	対 前 期 比 率
自 動 車 部 品	13,593百万円	100.0%	△3.9%
建 設 機 械 用 部 品	6	0.0	△52.7
合 計	13,599	100.0	△4.0

その結果、当期業績については、売上高135億99百万円（前期比5億64百万円4.0%減）、経常損失1億30百万円（前期は経常損失3億31百万円）、当期純損失5億38百万円（前期は当期純利益86百万円）となりました。

##### ② 設備投資の状況

当社が実施致しました設備投資は12億96百万円であり、主なものは金型関連であります。

##### ③ 資金調達の状況

当社の主な資金調達は、親会社でありますI J T テクノロジーホールディングス株式会社との極度貸付額設定契約によるものです。

##### ④ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

## (2) 財産及び損益の状況

### ① 当社の財産及び損益の状況

区 分	第127期 平成26年3月期	第128期 平成27年3月期	第129期 平成28年3月期	第130期 (当期) 平成29年3月期
売上高(百万円)	14,014	14,998	14,164	13,599
当期純利益又は当期純損失(△)(百万円)	151	△213	86	△538
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△)(円・銭)	9.54	△13.51	5.49	△34.04
総 資 産(百万円)	16,609	16,634	16,072	14,443
純 資 産(百万円)	4,157	3,968	3,963	3,394

(注) 1株当たり当期純利益又は当期純損失は、保有自己株式数控除後の期中平均発行株式数によって算出しております。

## (3) 親会社及び子会社等の状況

### ① 親会社との関係

会 社 名	資 本 金	当 社 へ の 出 資 比 率	主 要 な 事 業 内 容
IJTテクノロジーホールディングス株式会社	5,500百万円	100.0%	自動車、建設機械ならびに産業車両・機械業界等を需要先とした鍛造品、鍛造品および機械加工・組立品の製造、販売

### ② 重要な子会社及び関連会社の状況

会 社 名	資 本 金	当 社 の 出 資 比 率	主 要 な 事 業 内 容
ト ー カ イ (株)	80百万円	100.0%	鍛造品の製造及び販売
ITForging(Thailand) Co., Ltd.	700百万 パーツ	25.0%	鍛造品の製造及び販売

(注) 1. 上記の「重要な子会社及び関連会社」には、非連結子会社(1社)の記載を省略しております。

### ③ 兄弟会社等の状況

会 社 名	資 本 金	当 社 の 出 資 比 率	主 要 な 事 業 内 容
株式会社アイメタルテクノロジー	1,480百万円	-%	鍛造品および機械加工・組立品の製造、仕入、販売
自動車部品工業株式会社	2,331百万円	-%	エンジン部品及び自動車用部品の製造、販売

(4) 対処すべき課題

今後の経営環境は、物価上昇に伴う実質所得の低下が個人消費を下押しすることが懸念されますが、円安、海外経済の回復を背景とした輸出の増加、企業収益の改善に伴う設備投資の持ち直しなどから、緩やかな回復が続くことが予想されます。消費者物価は、原油価格の上昇、円高一巡を受けてプラス圏での推移が続き、伸びを高めると予想されます。

このような経営環境下で、当社の対処すべき課題といたしましては、需要の動向に対応すべく生産体制の構築、生産性の改善、電力等資源の有効利用を一段と推し進め、収益構造の構築と財務体質の改善を図ってまいります。また、これらの課題を強力に推進するために人材の育成についても、計画的に人材の教育訓練を実施し、現場力を高める取り組みも進めてまいります。

また、新技術や低コスト製品の提案を通じた顧客基盤の拡大・安定化といった課題に取り組んでいく方針です。

(5) 主要な事業内容（平成29年3月31日現在）

- ① 鍛工品の製造及び販売
- ② 鍛工品用の金型の製作ならびに販売
- ③ 鍛工品の切削加工
- ④ 鍛造・鋳造品の機械加工
- ⑤ 車両用部品等の組立販売

(6) 主要な営業所及び工場（平成29年3月31日現在）

名 称	所 在 地
本 社	宮 城 県 柴 田 郡 村 田 町
営 業 所	東 京 都 港 区 港 南

(7) 使用人の状況（平成29年3月31日現在）

当社の使用人の状況

使 用 人 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
350名	7名増	43.1歳	17.5年

(注) 使用人数には、当社から社外への出向者（3名）を除いてあります。なお、使用人数には、期間工およびアルバイトは含んでおりません。

(8) 主要な借入先の状況 (平成29年3月31日現在)

借入先	借入残高
IJTテクノロジーホールディングス株式会社	4,450百万円
株式会社みずほ銀行	545
株式会社日本政策投資銀行	540
三井住友信託銀行株式会社	207
株式会社横浜銀行	191

## 2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (平成29年3月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 27,600,000株
- ② 発行済株式の総数 15,832,432株
- ③ 株主数 1名
- ④ 大株主

株主名	持株数	持株比率
IJTテクノロジーホールディングス株式会社	15,832千株	100%

(2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) 会社役員 の 状況

① 取締役及び監査役の状況 (平成29年3月31日現在)

代表取締役社長	小池誠也
取締役 (管理部門所管・企画担当)	武嶋一佳
取締役 (営業担当)	田中正俊
取締役 (生産技術担当)	三須高明
取締役 (非常勤)	原田理志
取締役 (非常勤)	野村節雄
監査役 (常勤)	安達浩
監査役 (常勤)	木本圭一郎

- (注) 1. 監査役木本圭一郎氏は、会社法第2条第16号及び同法第335条第3項に定める社外監査役であります。  
2. 当該事業年度に係る役員の重要な兼職状況は、以下のとおりであります。

- ・代表取締役社長小池誠也氏は、IITテクノロジーホールディングス株式会社及びトーカイ株式会社の取締役を兼務しております。
- ・取締役原田理志氏は、IITテクノロジーホールディングス株式会社の代表取締役社長を兼務しております。
- ・取締役野村節雄氏は、トーカイ株式会社の代表取締役社長を兼務しております。
- ・監査役木本圭一郎氏は、トーカイ株式会社の監査役を兼務しております。

3. 監査役木本圭一郎氏は、長きにわたり金融機関に在籍し、専門的な知識と豊富な経験を有しており、当社グループ全体の業務執行に関する大所高所からのアドバイスを期待しております。

4. 当期中の取締役の異動

- ・平成28年6月22日定時株主総会書面決議において、田中正俊氏、三須高明氏、野村節雄氏は取締役に再任され就任いたしました。
- ・平成28年3月31日臨時株主総会書面決議において、原田理志氏は取締役に選任され、4月1日付にて就任いたしました。

② 取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	支給人員	支給額
取 締 役 (うち社外取締役)	2名 (0)	43百万円 (0)
監 査 役 (うち社外監査役)	2 (1)	29 (15)
合 計	4	73

(注) 1. 取締役の報酬限度額は、平成19年6月22日開催の第120回定時株主総会において年額1億500万円以内(ただし、使用人分給与は含まない。)と決議されております。

2. 監査役の報酬限度額は、平成6年6月29日開催の第107回定時株主総会において月額300万円以内と決議されております。

③ 社外役員に関する事項

イ. 他の会社との兼任状況(他の会社の業務執行者である場合)及び当社と当該他の会社との関係

- ・該当事項なし

ロ. 当事業年度における主な活動状況

- ・取締役会への出席状況

	取締役会(14回開催)	
	出席回数	出席率
監査役木本圭一郎	12回	86%

1. 取締役会開催14回ほか、会社法第370条および当社定款第18条の規定に基づき、取締役会書面決議が2回ありました。
2. 社外監査役は、出席した取締役会において、社外の立場から公正な意見を述べ、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、出席した監査役会においては、社外監査役として行った監査の報告を行い、監査内容について必要に応じて社外の立場から意見を述べております。

(4) 会計監査人の状況

- ① 名 称 新日本有限責任監査法人
- ② 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	15百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	15百万円

- (注) 1. 当社の子会社であるトーカイ㈱につきましては、会計監査人を設置しておりません。IJTテクノロジーホールディングス株式会社連結監査の一貫として、当社の会計監査人が監査をしております。
2. 経営統合を機に親会社であるIJTテクノロジーホールディングス㈱、いすゞ自動車㈱ならびに兄弟会社である自動車部品工業㈱、㈱アイメタルテクノロジーのいずれも新日本有限責任監査法人を会計監査人としており、グループとしての統一性、連携性を強化するため当社も新日本有限責任監査法人を選任しております。

(5) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人が、会社法第340条第1項の各号に定める項目のいずれかに該当するときは、その会計監査人を監査役の全員の同意に基づき解任または不再任とします。

(6) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、コンプライアンスの徹底を当社の最重要課題と位置付け、全役員及び従業員一人ひとりがコンプライアンスを遵守して行動している。

当社は、コンプライアンスに関する社内規則及び行動指針及びコンプライアンスカードを策定し、コンプライアンスを役員・使用人に周知徹底し、コンプライアンスの実効性を確保している。

当社は、コンプライアンス推進会議を定期開催し、コンプライアンスに係る事項を管理、推進しており、今後もこれを継続する。

また当社は、コンプライアンス推進委員会を設置し、法令及び定款に止まらず幅広く企業の社会的責任を果たすよう活動しており、今後もこれを継続する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社では、株主総会議事録や取締役会議事録等の重要書類については、総務部においてこれを適切に管理しており、今後もこれを継続する。

また、重要書類を管理する規程を制定し、取締役の職務執行に関する情報について、情報毎にこれを保存及び管理すべき主管部署を定め、当該主管部署において、これを適切に保存

及び管理している。

さらに、秘密情報を管理する規則を制定するとともに、秘密情報を管理する部署／組織を設置し、秘密情報を適切に保存及び管理している。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社では、製品品質、財務、紛争、システム等の各種リスクについては、リスク管理に関する規程を制定し、リスク毎にこれを管理すべき主管部署を定めそれぞれ当該主管部署にて、ならびにコンプライアンス委員会等を含むマネジメントシステムにて、適切に管理しており、今後もこれを継続する。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、主要な業務執行を決定する機関として取締役会を設置し、原則として月1回定時に開催するほか、必要に応じて適宜開催している。また、事前に経営問題を討議する会議体を複数設定し、その会議体の審議を経てから取締役会での承認決定を行う事前審議制をとっている。さらに、事前審議に当たっては、電子媒体等を活用して経営情報、審議情報等を事前に共有し、情報伝達の効率化を図るなど、業務を効率的に行う体制をとっており、今後もこれを継続する。

⑤ 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、当社及び当社グループが社会からその存在価値を認められ、信頼を得るために、当社の子会社及び関連会社等に対し、当該各社に応じた適切なコンプライアンス体制の整備とコンプライアンスの徹底を要請する。

当社は、当社経営幹部による、当社の子会社の経営幹部に対する当該各社の経営状況及びコンプライアンス運営状況のモニタリングを継続的に実施するとともに、当該会社に業務の適正を確保する体制につき不備があると認められた場合には、改善を要請する。

⑥ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制

取締役及び使用人は、監査役に対して、法定の事項のほか、当社及びグループ企業の経営、業績に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、重大な法令または定款違反行為、その他予め定めた監査役への報告事項を、遅滞なく報告する。

常勤監査役は、重大な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、取締役会のほか、社内の各会議に出席することができる。また、監査役全員がこれらの会議に先立ち、電子媒体等を活用して、事前に提供される関係文書及び資料を閲覧し、また、必要に応じて取締役または使用人に追加の説明または報告を求めることができる。

⑦ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、会計監査人から会計監査の内容について、また、内部監査部門から業務監査の内容について説明を受けるとともに、情報交換を行うことができるものとする。また、監査役は、当社取締役及び使用人と、適宜意見交換を行うことができる。

反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は、市民社会の一員として、反社会的勢力及び団体とは断固として対決する。

反社会的勢力排除に向けた整備状況

- ・社内主管部署を総務部と定め、地元警察等の外部機関との連携、社内体制の整備に努めている。



- ・反社会的勢力の不当要求に備え、平素より外部の専門機関と密接な連携関係を構築するとともに、反社会的勢力に関する情報の収集に努めている。具体的には、宮城県特殊暴力対策連絡協議会に加盟して、各種研修会、講演会等に参加するなど必要な情報、知識の収集に努め、不当要求の排除と防止対策を検討している。
- ・弁護士と顧問契約を結び、不測の事態には、法的な指導を受けられるようにしている。

**(7) 会社の支配に関する基本方針**

該当事項はありません。

## 貸借対照表

(平成29年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
<b>流動資産</b>	<b>4,074,214</b>	<b>流動負債</b>	<b>9,200,096</b>
現金及び預金	299,390	支払手形	402,993
受取手形	3,130	買掛金	2,146,753
電子記録債権	147,525	短期借入金	4,450,000
売掛金	2,170,605	一年内返済予定の長期借入金	598,000
製品	40,678	未払金	470,325
原材料	189,142	未払費用	542,911
仕掛品	575,058	未払法人税等	25,801
貯蔵品	186,000	未払消費税	66,277
前払費用	18,611	賞与引当金	188,730
未収入金	363,972	設備関係支払手形	273,952
繰延税金資産	79,272	その他	34,352
その他	825	<b>固定負債</b>	<b>1,848,603</b>
<b>固定資産</b>	<b>10,368,807</b>	長期借入金	1,082,000
<b>有形固定資産</b>	<b>7,630,071</b>	リース債務	48,825
建物	1,081,916	退職給付引当金	684,508
構築物	203,958	資産除去債務	33,270
機械装置	4,238,846		
車両運搬具	1,272	<b>負債合計</b>	<b>11,048,700</b>
工具器具備品	548,855		
土地	1,279,944	(純資産の部)	
リース資産	59,424	<b>株主資本</b>	<b>3,355,598</b>
建設仮勘定	215,851	資本金	1,694,767
<b>無形固定資産</b>	<b>53,222</b>	資本剰余金	1,327,996
借地権	16,676	資本準備金	1,327,996
ソフトウェア	35,011	利益剰余金	332,834
電話加入権	1,534	利益準備金	88,147
<b>投資その他の資産</b>	<b>2,685,513</b>	その他利益剰余金	244,687
投資有価証券	1,635,711	繰越利益剰余金	244,687
関係会社株	699,050		
長期前払費用	17,372	評価・換算差額等	38,722
繰延税金資産	332,938	その他有価証券評価差額金	38,722
その他	441	<b>純資産合計</b>	<b>3,394,321</b>
<b>資産合計</b>	<b>14,443,022</b>	<b>負債・純資産合計</b>	<b>14,443,022</b>

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

## 損益計算書

平成28年4月1日から  
平成29年3月31日まで

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	13,599,222
売上原価	13,342,898
売上総利益	256,323
販売費及び一般管理費	488,057
営業損失	231,733
営業外収益	220,901
受取利息及び配当金	200,370
その他	20,531
営業外費用	119,495
支払利息	46,104
支払手数料	9,800
汚泥回収工事費用	42,000
その他	21,590
経常損失	130,326
特別利益	99,554
抱合せ株式消滅益	6,214
企業立地奨励金	93,340
特別損失	762,677
固定資産処分損	151,141
固定資産売却損	39,164
固定資産減損損失	572,372
税引前当期純損失	793,449
法人税、住民税及び事業税	△ 129,977
法人税等調整額	△ 124,590
当期純損失	538,881

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

## 株主資本等変動計算書

平成28年4月1日から  
平成29年3月31日まで

(単位：千円)

	株 主 資 本						株 主 資 本 計
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金		株 主 資 本 計	
		資 本 金	資 本 剰 余 金 計	利 益 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金 計		
				繰 越 利 益 剰 余 金			
平成28年4月1日残高	1,694,767	1,327,996	1,327,996	88,147	826,791	914,938	3,937,703
事業年度中の変動額							
剰余金の配当					△43,222	△43,222	△43,222
当期純利益					△538,881	△538,881	△538,881
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)							
事業年度中の変動額合計	-	-	-	-	△582,104	△582,104	△582,104
平成29年3月31日残高	1,694,767	1,327,996	1,327,996	88,147	244,687	332,834	3,355,598

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
平成28年4月1日残高	26,276	26,276	3,963,979
事業年度中の変動額			
剰余金の配当			△43,222
当期純利益			△538,881
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	12,445	12,445	12,445
事業年度中の変動額合計	12,445	12,445	△569,658
平成29年3月31日残高	38,722	38,722	3,394,321

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

##### ① 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法によっております。

##### ② その他有価証券

・時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。

・時価のないもの

移動平均法による原価法によっております。

#### (2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

総平均法による原価法（貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。

#### (3) 固定資産の減価償却の方法

##### ① 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下の通りであります。

建物 7年～31年

機械装置 9年

工具器具備品 2年～6年

##### ② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

##### ③ リース資産

・所有権移転ファイナンス・リース取引

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

・所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

#### (4) 引当金の計上基準

##### ① 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

##### ② 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

過去勤務費用は、発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

#### (5) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

##### ① 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

##### ② 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

##### ③ 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

2. 追加情報

「繰延資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日）を当事業年度から適用しております。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

建物	660,395千円
構築物	160,832千円
機械装置	816,127千円
土地	1,260,301千円
合計	2,897,657千円

上記に対応する債務

長期借入金（含む1年以内返済）	1,680,000千円
合計	1,680,000千円

上記は、工場財団抵当並びに当該債務を示しております。

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 13,280,323千円

(3) 保証債務

IJテクノロジーホールディングス株式会社 4,800,000千円

金融機関からの借入に対する、他社2社を含めた3社による連帯保証であり、その全額を記載しております。

(4) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

(流動資産)

売掛金 1,481,267千円

未収入金 163,757千円

(流動負債)

買掛金 49,525千円

短期借入金 4,450,000千円

未払費用 3,856千円

4. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高 9,673,812千円

仕入高 129,161千円

販売費及び一般管理費 49,020千円

営業取引以外の取引高 213,959千円

(2) 減損損失

当社は、事業用資産については管理会計上の区分を基礎としてグルーピングを行い、遊休資産及び賃貸資産については個別の物件単位でグルーピングを行っております。

当会計年度において、処分が決定した以下の事業用資産について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失572,372千円を計上しております。

場所	用途	種類	減損損失額 (千円)
宮城県柴田郡	事業用資産	構築物、機械装置、工具器具備品	572,372

なお、上記資産の回収可能価額は、正味売却価額により測定しており、正味売却価額の算定期間が短期間であることから将来キャッシュ・フローを割り引いておりません。

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当事業年度末における発行済株式の種類及び総数

普通株式

15,832千株

(2) 当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

該当事項はありません。

(3) 配当に関する事項

配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成28年9月26日 臨時株主総会	普通株式	14,249	0.90	平成28年 9月30日	平成28年 9月30日
平成29年3月17日 臨時株主総会	普通株式	28,973	1.83	平成29年 3月31日	平成29年 3月31日

6. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

賞与引当金	46,105千円
未払事業税	5,845千円
未払金	8,145千円
未払費用	7,104千円
たな卸資産評価減	9,602千円
退職給付引当金	175,163千円
減損損失	146,467千円
その他	20,813千円
合計	419,249千円

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	5,899千円
その他	1,139千円
合計	7,039千円
差引：繰延税金資産純額	412,210千円

繰延税金資産の純額は、貸借対照表の以下の項目に含まれております。

流動資産—繰延税金資産	79,272千円
固定資産—繰延税金資産	339,977千円

7. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関及び親会社からの借入により資金を調達しております。

受取手形、売掛金及び電子記録債権に係る顧客の信用リスクは、個別権限規程に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

借入金の使途は運転資金及び設備投資資金であります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成29年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	299,390	299,390	—
(2) 受取手形、電子記録債権、売掛金	2,321,261	2,321,261	—
(3) 未収入金	363,972	363,972	—
(4) 投資有価証券	109,192	109,192	—
(5) 支払手形・買掛金	(2,549,746)	(2,549,746)	—
(6) 短期借入金	(4,450,000)	(4,450,000)	—
(7) 長期借入金	(1,680,000)	(1,687,024)	(7,024)

(※) 負債に計上されているものについては、( )で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

(1) 現金及び預金 (2) 受取手形、電子記録債権、売掛金並びに (3) 未収入金

これらは短期間で決済されているため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 投資有価証券

これらは時価について、株式は取引所の価格によっております。

(5) 支払手形、買掛金、並びに (6) 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(7) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

非上場株式(貸借対照表計上額 1,526,518千円)は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(4) 投資有価証券」には含めておりません。

また、関係会社株式(貸借対照表計上額699,050千円)は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「関係会社株式」については記載しておりません。

8. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容及び職業	議決権等の所有割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
親会社	いすゞ自動車株式会社	40,644	各種自動車並びに内燃機関の製造・販売・修理等	(被所有) 間接100%	当社製品の販売	自動車部品の販売(注1)	9,574,517	売掛金	1,442,680
親会社	IJテクノシステム株式会社	5,500	トラック用部品・建設機械用部品の製造・加工・販売等を営む子会社等の経営管理、並びにこれに附帯関連する事業等	(被所有) 直接100%	役員の兼任・経営管理の受入	資金の借入(注2)	4,175,000	短期借入金	4,450,000
						借入金の利息(注2)	18,273	—	—
						債務保証(注3)	4,800,000	—	—
						法人税の授受	258,967	未収入金	157,858

取引条件及び取引条件の決定事項等

(注1) 価格その他の取引条件は、一般的な取引条件を勘案し決定しております。

(注2) 短期借入金の取引額は、期中の平均残高を記載しております。なお金利につきましては市場金利を勘案し決定しております。



(注3) 当社は、親会社の金融機関からの借入に対して債務保証を行っております。なお、保証料は受け取っておりません。

(注4) 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

9. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産	214円39銭
1株当たり当期純損失	34円04銭

# 独立監査人の監査報告書

平成29年5月22日

T D F 株 式 会 社  
取 締 役 会 御 中

## 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士

月本 洋 

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士

松本 雄 

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、TDF株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第130期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査報告書

平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第129期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき協議の上、監査の結果は一致しておりますので、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役の監査の方法及びその内容

各監査役は、監査の方針、職務の分担等を定め、相互に監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役監査の基準に準拠し、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成 29 年 5 月 22 日

常勤監査役

安達 浩



常勤社外監査役

木本 圭一郎

